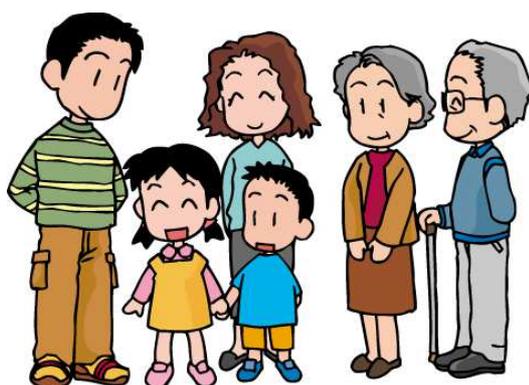


道営住宅入居者のしおり

住まいのハンドブック



北 海 道

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 入居者のみなさまへ | 3 |
| 1 管理業務のしくみについて | 4 |
| ・ 快適な団地生活を送るために | 5 |
| 2 家賃、駐車場使用料は毎月納めましょう | 6 |
| ・ 家賃、駐車場使用料の納入には、 口座振替が便利です。 | 8 |
| 3 こんなことは禁止されています | 9 |
| 4 こんな時は届出が必要です | |
| ・ 長期間にわたり道営住宅に居住しないとき | 11 |
| ・ 新たに同居させたい方があるとき | |
| ・ 入居名義人が居住しなくなったとき | |
| ・ 世帯構成に異動があったとき | |
| ・ 入居名義人・同居者の氏名に変更があったとき | |
| ・ 連帯保証人を変えるとき | 12 |
| ・ 今住んでいる道営住宅から 別な道営住宅へ転居したいとき | |
| ・ 住戸内の模様替えをしたいとき | |
| ・ アンテナを設置したいとき | 13 |
| ・ インターネット高速通信設備 （光ケーブル等）を設置したいとき | |
| 5 住戸の修繕について | |
| ・ 住戸内に修繕が必要なときは | 14 |
| ・ 入居者の負担で修理または 取り替えていただくもの | |
| ・ その他入居者の負担する費用 | |
| 6 快適に暮らすために | |
| ・ 室内の換気について | 15 |
| ・ 結露を防ぐには | 16 |

| | | | |
|----|---|------------|----|
| 7 | 道営住宅の使用上の注意について | | |
| | ・住戸専用部分及びバルコニー | ・・・・・・・・・・ | 17 |
| | [給水設備、排水、トイレ、床排水、台所換気扇、熱交換換気扇、 アルミサッシ・ベランダ手すり、建具、窓、畳、庭] | | |
| | [バルコニー] | | |
| | ・共同施設等 | ・・・・・・・・・・ | 20 |
| | [共同玄関、郵便受け、廊下・階段等、エレベーター、 消防用設備、給水用施設、屋上、パイプシャフト] | | |
| | [ゴミステーション、住宅路、団地内通路・広場、自転車置場、 フェンス、児童遊園、側溝・U字トラフ、駐車場、集会所（室）] | ・・・・・・・・ | 22 |
| 8 | 道営住宅駐車場の使用について | ・・・・・・・・・・ | 24 |
| 9 | 災害・事故を予防するために | | |
| | ・住宅火災 | ・・・・・・・・・・ | 26 |
| | ・その他の事故など | ・・・・・・・・・・ | 28 |
| | ・損害賠償責任保険への加入 | ・・・・・・・・・・ | 30 |
| 10 | 退去するときの手続きについて | ・・・・・・・・・・ | 30 |
| 11 | その他道営住宅に関すること | ・・・・・・・・・・ | 32 |

入居者のみなさまへ

このハンドブックは、道営住宅に入居されたみなさまが、明るく快適な団地生活を送るための手引きとして役立てていただくものです。

道営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する人に対して低廉な家賃で住宅を供給することを目的として建設された公共の住宅であり、道民の大切な財産です。

道営住宅では、入居者のみなさまが協力し、快適な団地生活を送ることができるよう、「団地生活のルール」を定めていますので、このルールを良く理解し、守っていただかなければなりません。

以下は、入居者のみなさまに知っておいていただきたいこと、注意していただきたいことをとりまとめたものです。

どうか有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

1. 管理業務のしくみについて

道営住宅は、全道各地の市や町に所在し、管理業務については、入居者のみなさまの利便性などを考慮しながら、みなさまの身近なところで行っています。

住宅が所在する地域により、各支庁又は土木現業所が直接管理する住宅と、地方自治法に基づく「指定管理者制度」により指定された指定管理者が管理する住宅があります。

○業務の分担

指定管理者は、各種提出書類の受付や相談などの窓口業務を主体として行っています。

各支庁又は土木現業所は、提出された書類などにもとづき各種決定、承認等の業務を行っています。

〔指定管理者が行う業務〕

- ・ 入居者の募集
 - ・ 入居者の選考（公開抽選の実施など）及び資格審査
 - ・ 駐車場使用許可申請書の受理
 - ・ 同居承認、入居承継承認に係る申請書の受理及び審査
 - ・ 住宅の模様替承認に係る申請書の受理及び審査
 - ・ 収入申告書の配付、回収及び審査
 - ・ 住宅、駐車場などの修繕、施設の保守管理
 - ・ 団地生活における指導、注意喚起
 - ・ 各種通知書の交付
 - ・ 家賃、敷金、駐車場使用料の賦課、徴収※
 - ・ 減免申請書の受理、審査
 - ・ 退去時検査
 - ・ 敷金の還付※
- など

注1：指定管理者が市又は町の場合は、支庁又は土木現業所が※印の業務を実施します。

注2：支庁又は土木現業所が直営管理する住宅は、上記業務をすべて行います。

〔各支庁又は土木現業所が行う業務〕

- ・ 入居の決定、駐車場の使用許可
 - ・ 同居又は入居承継の承認
 - ・ 住宅の模様替などの承認
 - ・ 家賃の決定
 - ・ 家賃減免の決定
 - ・ 収入の認定
- など

■ 快適な団地生活を送るために

道営住宅は、道民の財産ですから、入居者のみなさまが協力して大切に使用しなければなりません。

そのためには、入居者のみなさまが相互に親睦を図り、団地内の生活について話し合うなどして、協力して取り組む必要があります。

これらに取り組む上で、自治会は大きな役割を果たすこととなりますので、全員が積極的に加入して住みよい団地にしましょう。

● 共同施設等の維持管理に必要な費用の負担

道営住宅は共同住宅ですから、入居者のみなさまが、共同で処理しなければならないことがたくさんあります。

- ・ 共同で使用する電灯・電力費
- ・ 共同で使用する消耗品の購入費
- ・ 団地内通路、屋根等の除排雪及びその費用
- ・ 敷地内の草刈り及びその費用
- ・ 排水管の清掃及びその費用
- ・ 廊下・階段、屋外の清掃及びその費用（団地内通路を含む）

など、入居者のみなさまで負担しなければならない、住宅や共同施設の維持管理に必要な費用は、自治会が中心となり一括して処理しています。

● 共用部分の日常的な管理等

建物の周辺、玄関、緑地、団地内通路、児童遊園など団地の共用部分の日常管理、団地内の除排雪、清掃及び草刈りも、入居者のみなさまが話し合い、力を合わせて行うこととなります。

● 共同生活のルール

共同生活には必ずルールがあり、このルールは入居者全員で守る義務があると同時に、お互いに守らせる権利も持っているわけですから、違反行為や誤った行為に気づいたら相互に注意する習慣をつけ、よりよい住環境を確立するためにご協力をお願いします。

● 親睦・活動

自治会は、入居者相互の親睦を図るため、文化・スポーツなどのサークル活動や、防火・防犯活動に取り組んだり、日常生活の中で生じた入居者間の問題を円満に解決するための話し合いの場ともなります。

2. 家賃、駐車場使用料は毎月納めましょう

● 住宅の家賃は次のように決まります。

道営住宅の家賃は、みなさまの収入に応じて、国が定める基準額に、入居している住宅の広さ、建物の築年数、所在地や住宅から受ける利便性を考慮して、入居者のみなさまが安定して入居できる額で決められています。

● 駐車場使用料は次のように定められています。

道営住宅駐車場使用料は、みなさまがお住まいの団地駐車場ごとに、あらかじめ月額の使用料金が定められています。

● 家賃、駐車場使用料は毎月納めましょう。

毎月の家賃及び駐車場使用料は、各月の末日までに納めることになっていきますので、最寄りの収納取扱金融機関で納めてください。

納付期限までに納入されないと督促状が發送されることがあります。

また、家賃を3ヶ月以上滞納されますと、連帯保証人に督促状が發送されるなどの迷惑がかかるとともに、住宅の明渡請求を行い住宅の使用許可を取り消す場合があります。

場合によっては、裁判等により処理することになりますので、家賃を納められない特別な事情がある場合には、お早めにご相談ください。

● 家賃は毎年変わります

みなさまにお支払いいただく家賃は、あらかじめ定めている方法により、毎年度家賃算定を行います。

建物の築後の経過年数に応じて、毎年家賃は変動して行きますが、このほかにも、前年度から見て収入に増減があった場合、家賃を決める基となる基準額が国の見直しにより変更となった場合、設備の更新によっても家賃が変わる場合があります。

なお、家賃の変わり目は4月で、毎年1月頃にお届けする収入認定通知により、翌年度の家賃の額をお知らせします。

● みなさまの収入を認定して家賃を決めますので収入の申告をしてください。

道営住宅の家賃は、みなさまの収入に応じた家賃となっているため、みなさまの収入状況を毎年申告していただくこととなっています。

収入申告がないと、収入確認ができず、民間賃貸住宅並の高い家賃の額を家賃として決めることになりますので、期限までに忘れずに収入申告を行ってください。

● 収入が基準を超えたとき（収入超過者及び高額所得者）

道営住宅は、収入が一定の基準以下の方に入居していただく住宅で、入居の際には収入の審査を行い、一定の収入以上の方は入居することができません。

ところが、入居後に収入が増えるなどの理由により、この基準を超えることがあります。

入居後3年を経過して、この基準を超える収入があるときは収入超過者と認定され、住宅の明け渡しに努めなければならないことになっております。

また、収入超過者は、その収入の額と収入超過者に認定されてからの経過年数に応じて、段階的に毎年の家賃が引き上げられ、一定期間経過後に民間賃貸住宅並の高い家賃になります。

さらに、5年以上入居している場合に、最近2年間引き続き法律で定める基準を超える高額の収入がある方を「高額所得者」として認定し、この認定がされた方は、住宅を明け渡す義務があります。

● 収入の変動があったとき、家賃の減免を受けたいとき

入居者が失業等により収入がなくなったとき又は低くなったとき、病気になったり、災害にあったときなどには家賃を減額したり、免除することができる場合があります。

また、同居者の異動や退職などによって、申告した収入に変動があったときは、家賃の額が変わることがあります。

このようなときは、家賃の減免申請や収入の再申告などの手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

家賃、駐車場使用料の納入には、口座振替が便利です。

口座振替は、金融機関が入居者のみなさまに代わって指定の口座から毎月末日（末日が土日祝日の場合は直後の平日）に家賃を振替えます。

毎月の家賃などをお支払いし忘れることがなくなるのと同時に、お支払いの都度金融機関の窓口まで行く必要がなくなるため、非常に便利です。

ぜひ、口座振替をご活用くださいますようお願いいたします。

◆ お申込み手続きは

口座振替依頼書に必要事項を記入し、預金口座お届印を押印のうえ、預金口座開設金融機関の店舗に提出してください。

口座振替依頼書は、各支庁及び土木現業所、各指定管理者の窓口にあるほか、一部の金融機関に備え付けられている場合もあります。

◆ 口座振替ができる金融機関は

お住まいの地域ごとに口座振替ができる金融機関が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

3. こんなことは禁止されています

入居されているみなさまには、次のことが禁止されています。
違反したときは、住宅を明渡していただくこともありますので十分注意してください。

- ◆ 道営住宅を他の人に転貸したり、住宅を借りる権利を他の人に譲ったりすること。
- ◆ 無断で道営住宅を長期間不在にすること。
- ◆ 許可なく他の者を同居させること。
- ◆ 周辺環境を乱し、または他に著しく迷惑を及ぼす行為を行うこと。

- ◆ 道営住宅を増築もしくは改造したり、無断で模様替えをすること。
- ◆ 敷地内に無断で工作物を設置し、または地形を変形すること。
- ◆ 故意に住宅又は共同施設を壊すこと。

これらのことを発見した場合には、直ちに原因者に原状への回復を求めるとともに、損害賠償を求める場合があります。

なお、介護保険による手すり等の設置など、原状回復が容易な、軽微な模様替えについては、申請により認められる場合がありますので、お問い合わせください。

- ◆ 住宅を個人営業等の事業所として使用すること。
- ◆ 住宅を住居以外の用途に使用すること。

道営住宅は、入居者が居住することを目的とした建物ですから、居住以外の目的で使用することはできません。

なお、事業所とは、事務所としての形態をなしているかどうかに関わらないため、個人タクシー、軽運送業、学習塾、宗教道場、インターネットを媒介とした事業など一切の事業活動は認められません。

ただし、国の通達により、身体に障がいをお持ちの方が、鍼灸あんま業を住宅の一部を使用して行う場合には、特例的に認めていますので、ご相談ください。

◆ 犬、猫などのペットを飼育すること。

道営住宅では、ペットによる鳴き声、ニオイ、抜け毛などが周囲に与える影響や、住戸内を著しく損傷させるため、盲導犬、介助犬を除き、原則として飼育を禁止しています。

ただし、以下の動物は飼育できます。

屋内で飼育可能な動物のうち、
小型の水槽、飼育かごで飼育可能な小動物
(小鳥、小型の観賞魚、亀、ハムスターなど。ただし、鳴き声が大きいもの、
ペット臭が強いものは除く。)

また、バルコニーなどの場所で、鳩などの野鳥や、野生動物に餌づけすることも固く禁止します。

これらのルールを守らず、住宅などを著しく損傷、汚損させた場合は、その損害について賠償を求める場合があります。

◆ そのほか、公営住宅法等関係法規、条例および規則等に違反する行為を
すること。

○公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/hourei/hourei.html>

○北海道営住宅条例、北海道営住宅条例施行規則

北海道ホームページ <http://www.reiki.pref.hokkaido.jp/>

4. こんなときには届出が必要です

道営住宅は、公営住宅法に基づく公的な賃貸住宅ですから、許可や承認を受けなければならない事項があり、各種の届出や手続きが必要になる場合があります。

次のような場合は、忘れずに届出や手続きをしてください。

● 長期間にわたり道営住宅に居住しないとき

一時的に遠隔地に働きに出たり、入院したりするなどにより、1ヶ月以上にわたり道営住宅に住まないこととなるときは、あらかじめその期間の連絡先等を記載した「長期不使用届出書」を提出してください。

提出書類 …… 長期不使用届出書

● 新たに同居させたい方があるとき（同居の承認）

道営住宅に入居した際に同居した親族以外の方を同居させたいときには、事前に同居について承認を得なければなりません。

新たな同居者は、原則として、同居しようとする方が入居名義人の3親等以内の親族である場合に限って同居させることができることとしています。

なお、同居の承認は、家賃の滞納があったり、新たに同居させた後の世帯の収入が一定の基準を超えるようなときには承認できません。

提出書類 …… 同居承認申請書、その他必要な書類

● 入居名義人が居住しなくなったとき（入居承継の承認）

入居名義人が亡くなったとき、または離婚などにより入居名義人が道営住宅を退去した場合は、住宅を明け渡していただくこととなります。

ただし、残された同居者の方が引き続きその道営住宅に入居し続けたいときには、その旨申請し承認を得ることで新たに入居名義人となり、引き続き居住し続けることができる場合がありますので、ご相談ください。

● 世帯構成に異動があったとき

お子さんが生まれたとき、または同居者が亡くなったり転居したときには、その旨の届出が必要です。

提出書類 …… 同居者異動届出書、異動した方の住民票

● 入居名義人・同居者の氏名に変更があったとき

入居名義人などの氏名に変更があったときは、その旨届出が必要です。

● 連帯保証人を変えるとき

次のような事情が生じたときは、新たに連帯保証人の連署する関係書類を提出してください。

- ・ 連帯保証人が死亡したとき
- ・ 連帯保証人に保証能力がなくなったとき
- ・ 入居の承継を受けるとき

なお、これらの場合以外にも、新たに連帯保証人となる方の合意があれば、連帯保証人を変更することができる場合があります。

提出書類 …… 北海道営住宅入居請書、収入証明書、印鑑証明書

● 今住んでいる道営住宅から別の道営住宅へ転居したいとき

道営住宅の入居者は、原則として他の市町村営住宅又は道営住宅に転居したり、入居の申込(公募)をすることはできませんが、入居後、同居者の人数が変わったり、身体の状態などで、別な道営住宅に移った方が、入居者の住生活が向上する場合には、他の道営住宅への入居を申し込むことができます。

ただし、一旦道営住宅に入居し、住居が確保されているため、一定の要件を満たす必要があります。

詳細については、ご相談ください。

● 住戸内の模様替えをしたいとき

道営住宅は公共の建物ですから、住宅に改造を加えることはできません。

また、敷地内に車庫、物置などの工作物を設置することも認められません。

これらのことを無断で行ったときは、直ちに元にもどしていただくとともに、損害賠償や住宅の明渡しを請求することもあります。

なお、元にもどすことが容易な手すりなどの設置など軽微な模様替えについては、事前に承認を得ることにより、入居者負担で設置できる場合があります。

詳しくは、ご相談ください。

● アンテナを設置したいとき

〔衛生放送用アンテナ〕

直径45cm以下のアンテナについては、任意に取り付けることが可能ですが、高層住宅の一部については、周囲の安全への配慮から設置を認めていない場合があります。

なお、直径が45cmを超え60cm以下のものについては、事前に申請し承認が必要です。直径が60cmを超えるものは認められません。

また、ケーブルの住戸内への引き込みについては、すき間ケーブルを使用するなどして、建物を傷めないように注意してください。

詳しくは、ご相談ください。

〔アマチュア無線のアンテナ〕

事前に申請し、承認が必要です。承認には次の条件があります。

- ・建物の構造上、管理上支障がないこと。
- ・自治会を通じて入居者の皆さんの同意があること。
- ・他の入居者や近隣の方の迷惑にならないこと。

● インターネット高速通信設備（光ケーブル及び関連機器）を設置したいとき

光ケーブルなどの高速通信設備の設置にあたっては、住宅の共用部分への専用機器の設置が必要であること、設置にあたり既設の電話回線や配電盤を利用すること、住宅の構造によっては設置が困難な場合もあることなどから、事前にご相談をいただいた上で、設置可能な住宅についてのみ、申請し承認を得た上で設置することができます。

ただし、当該設備は、住宅の共用部分への機器の設置を伴い、機器の動作に係る電気料金等は共益費により一時的に負担しなければならないことがあること、最初に設置した事業者以外の事業者の設置はできないことなどから、団地入居者間における合意形成などを条件としております。

詳しくはご相談ください。

なお、通常の電話回線を使用するインターネットのご利用（ADSL、ISDN、ダイヤルアップ接続）に関しては、特に利用上の制限はありません。

5. 住戸の修繕について

道が行う修繕の範囲は、公営住宅法及び条例に基づき建物および給排水、電気、ガス施設等の構造上の重要な部分の修繕と定められています。

定められている部分以外の修繕などは、入居者が行うこととなります。

◆ 修繕が必要なときは

通常の使用により破損したものについては道が実施します。ただし、入居者の故意又は過失による場合は、入居者負担になることがありますので、ご注意ください。

また、入居者負担となる修繕については、原則として入居者のみなさまにおいて業者の手配などを行っていただきますが、使用できる材料が限定される場合もありますので、業者に連絡する前に一度ご相談ください。

◆ 道営住宅の入居者負担区分について

| 項目 | 内容 | |
|------|--|---|
| 不注意 | 入居者の不注意等による建物及び設備機器の破損、汚損、故障等の補修及び取替 (例：襖の取替、ガラスの取替、畳の表替え・裏返し、床の傷、へこみ、釘穴、給水・給湯設備の配管の凍結など) | |
| 付属品等 | 建具・内装設備 | 室内の建具付属品（例：引手、戸レール） 室内の金物類（例：ペーパーホルダー、カーテンレール、タオル掛け） |
| | 給排水・浴室設備 | 水道の蛇口などの水栓金物（例：パッキン）、流し及び洗濯槽の排水金物（例：目皿、トラップ）、ロスナイのフィルター、シャワー用部品（例：ヘッド、ホース、フック）の修理取替 |
| | 電気設備 | 照明器具（例：コード、点滅器、電球等）取替、スイッチ・コンセント類の修理及び取替 換気扇の修理 |
| | その他 | 上記に類する小規模な建具・設備付属品及び消耗品の修理取替 |

※ 入居者負担区分の考え方

不注意：入居者の故意・過失、善良な管理及び注意義務違反、その他通常の使用を越えるような使用による損耗等の補修取替に要する経費

付属品等：経年劣化や通常損耗によるもののうち、修繕内容が軽易で入居者

自らが修理可能な建具及び設備機器、消耗品の補修取替に要する経費

◆ その他入居者が負担する費用

次の費用は、入居者の方に負担していただきます。また、共用部分については自治会などで共同して負担していただきます。

- ・ 電気、水道、ガスおよび下水道の使用料
- ・ 汚水および塵芥（じんかい）の処理ならびに排水管等の清掃に要する費用
- ・ 共同施設又はエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持および運営に要する費用（動力電気料金、清掃、草刈り、冬囲い、生垣の剪定、除排雪等にかかる費用）

6. 快適に暮らすために

● 室内の換気について

室内の空気は、目に見えませんが炊事のためのガスコンロ使用などにより排出される一酸化炭素、みなさまの呼吸から生じる二酸化炭素などが多く含まれています。

室内において衛生的な環境を保つためには、最低でも一人当たり1時間に30 m³（おおよそ6畳一部屋分）の新鮮な空気が必要といわれています。

道営住宅は構造上、木造の戸建て住宅に比べ機密性が高いため、何もしなければ必要な換気量を確保できないので、次の注意事項を守りながら換気に努めてください。

注意事項

◇ 煙突のない石油、ガストーブ等は使用しない

煙突のないポータブルの石油、ガストーブ等は排気ガスにより、室内の空気に悪影響を及ぼし危険です。絶対に使用しないでください。

◇ 炊事の際は必ず台所換気扇を使用してください

ガスレンジや瞬間湯沸器を使用する場合、排気ガスが室内に放出されますので、必ず台所換気扇を使用してください。

◇ 台所換気扇を使うときは、給気に注意してください

機密性の高い住宅で、台所換気扇を使用すると室内の気圧が下がり、煙突付きのストーブの異常燃焼や排気ガスが逆流する恐れがあり危険です。台所換気扇を使うときは、室内換気口を開けるなど給気に注意してください。

◇ 換気が不足すると結露が発生しやすくなります

換気が不足し、日常生活で発生した水蒸気の排出が不十分だと、夜間の室温の低下などにより冷やされて、水滴となり結露が発生しやすくなります。

なお、水蒸気は、水が気体になったもので、通常目に見えません。目に見えるのは湯気で、これは細かい水の粒子で液体であり、両者は似ているようで違うものです。目に見える湯気が発生していないからといって、水蒸気が発生していないわけではありませんので、注意してください。

● 結露を防ぐには

結露を防ぐポイント

◇ 十分な換気を行う

室内の空気を正常な状態に保つためには、熱交換換気扇もしくは便所や洗面所に設置された換気扇を24時間連続運転するなど十分な換気が必要です。

この程度の換気量があると、通常の生活では著しい結露を生じないと思われまので、換気扇を24時間運転してください。

また、熱交換換気扇等の設置がない住宅でも、室内レジスターの開放や一時的な窓の開放により、十分な換気量を確保するようにしてください。

特に浴室使用後に十分に換気しないと、大量の水蒸気が室内に流入することとなり、結露が発生しやすくなります。浴室使用後は、十分な換気を行うようお願いします。

◇ 水蒸気の発生をおさえる

換気を行っても、ストーブにやかんや蒸発皿を乗せたりするなど、室内で大量の水蒸気が発生すると結露しますので、大量に水蒸気が発生するようなことは行わないようにしてください。

加湿器を使用する際は、必要以上の湿度とならないよう、十分注意してください。

◇ 室内に冷たい部分をつくらない

水を入れたコップの表面に多くの水滴が付くのは、冷たい水が入ったコップと外気の温度差が大きいため、空気中の水蒸気がコップ表面で冷やされ、水滴として付着するためです。

これと同じ理由で、住戸内に暖かい部屋と冷たい部屋があると、暖められた空気が移動し冷たい部分で水滴となり付着し、結露となります。

住戸の中に冷たい部分があるとその部分が結露しやすくなりますので、次のようなことに注意してください。

- ・ 暖房機器の温度は低めに設定する。
- ・ 家具の裏面及び側面と壁の間、家具の上部と天井の間などに少し間隔を空け、空気の流通をよくする。
- ・ 押入のふすまは少し開けて、空気の流通をよくする。
- ・ 普段あまり使用しない部屋でも、閉めきらずに各部屋の室温差が生じないようにする。
- ・ 窓にはカーテンを必ず取り付け、窓面の保温効果を高める。

7. 道営住宅の使用上の注意について

● 住戸専用部分及びバルコニー

◇ [給水装置]

水道の蛇口のパッキンは老朽化により、すり減る場合があります。

パッキンがすり減ると水もれや蛇口破損の原因となりますので、早めに取り替えましょう。

水道管の凍結防止

冬期間、外気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍結する恐れがあります。テレビなどでの凍結注意の放送などを参考に、凍結が心配されるときは、寝る前にパイプシャフト内の水抜バルブで水抜きをしてください。

なお、宿泊を伴う外出時には、外出前に忘れずに水抜きを行ってください。

長期にわたって不在とするときは、トイレのタンクの水抜きや、便器、各排水口のトラップ（水がたまる部分）に不凍液（ウィンドウウォッシャー液など）を入れるなど凍結防止に努めてください。

また、水抜きを忘れて水道管を凍結させた場合の復旧費はすべて入居者負担となります。

◇ [排 水]

排水口に固形物や油などは絶対に流さないでください。

排水口の目ざらは、清掃時以外は取り外してはいけません。取り外したままにすると、大きなゴミが排水管に流れ込み、管を詰まらせる恐れがあります。

排水管が詰まると汚水が逆流し、他の住戸に迷惑がかかることがあります。

排水管には自然に油や髪の毛などが付着しますので、団地自治会などと協力し定期的に共用管を含めた排水管の清掃をしてください。

◇ [トイレ]

水洗トイレにトイレットペーパー以外の紙（ティッシュペーパー、新聞紙など）を流したため、集合部分の汚水管をつまらせ、他の住戸のトイレから汚水があふれ出たケースがあります。

トイレットペーパーはやわらかく水にひたすと分解する構造になっていますが、ティッシュペーパーは水にひたしても分解せず、逆に水を含んで重くなる性質を持っていますので、絶対に流してはいけません。

また、おしりふきやトイレ用掃除シートは、トイレに流すことができるものだけを使用してください。

そのほか、紙オムツ、生理用品、その他一般ゴミなどは絶対に流してはいけません。

◇ [床排水]

浴室などの床排水は、時々、目ざらはずしてトラップ（臭気止め）とともに清掃してください。

排水口にはいろいろな形のトラップがつけられています。

トラップには水が溜まる仕組みになっていて、この水が下水管（共用管）からの悪臭の逆流を防いでいます。

もし、悪臭が立ち込めてくるようなら、それはトラップに何らかの異常がある証拠です。

そんなトラブルが発生しないよう、常に排水管（共用管）を清掃することを心掛けましょう。

排水管をきれいにするには

定期的にパイプ用洗剤を使用することで、排水管の汚れを落とし、つまりや悪臭を防ぐことができます。

また、台所・浴室・洗面所と、それぞれの場所に適した洗剤がありますので、目的に応じた使い分けをしてください。

◇ [台所換気扇]

台所の換気扇は、油などの固形物が付着し換気能力が低下したり、使用できなくなることがありますので、屋外のセルフドとあわせて定期的に取り外し清掃してください。

◇ [熱交換換気扇]

熱交換換気扇が設置されている住宅は、給気口と排気口が目詰まりすると換気能力が大幅に低下しますので、数ヶ月に一度はフィルターの清掃をしてください。

また、換気口から風が出なくなったり、住宅内の結露の量が多くなったらファンが故障して止まっていないか確認してください。

◇ [アルミサッシ・ベランダ手摺り]

アルミはホコリやチリなどの付着や傷あるいは異種の金属との接触により白い腐食を生じることがありますが、定期的にホコリ払いや空拭きなどをすることで進行を防止できますので、日常的な手入れをしてください。

◇ [建 具]

ドア、ふすまなどの建具は、使用頻度が高く破損が生じやすいので、ていねいに使用してください。

また、ときどき丁番などに油（浸透性潤滑剤）をさしたり、緩んだねじを締めるなど手入れをしてください。

◇ [窓]

窓面に発生した結露水はすぐに拭き取ってください。結露水により畳が腐ったり、下の住戸に結露水が落下して入居者どうしのトラブルの原因になりますので注意してください。

また、事故防止のため外出時、就寝時などは忘れずに施錠してください。

◇ [畳]

畳が結露水などにより湿った場合は、畳を上げて乾燥させてください。

◇ [庭の管理]

平屋、2階建の住宅のうち一部住宅は庭がありますが、樹木等を植えたときは退去時に撤去し復旧するなど、入居者の責任において管理してください。

◇ [バルコニー]

バルコニーは、各住戸の専用部分と思いがちですが、緊急時の避難経路としても使用するため、正確には共用部分となります。

バルコニーの排水管は、ときどき目ざらの清掃をしてください。排水部分が詰まると上からの水が漏れて住宅の中に入ることがあります。

また、この排水管は、雨水を流すためのものです。汚水などを流すと、下階の洗濯物を汚すなど、トラブルの原因となりますので、絶対にやめてください。

隣の住戸との境にある間仕切板や床に設置してある避難ハッチは、火災などの緊急の場合に打ち破って隣に避難できるように作られています。隣の住戸の入居者がこちら側に避難する場合がありますので、この付近に物を置くと非常に危険です。（絶対にやめてください。）

大きめの道具箱など幼児にとって踏み台となるような物を置くと、転落事故など非常に危険です。十分注意してください。

バルコニーには、油缶などの可燃物は置かないでください。火災発生時に他の住宅への類焼の原因となり、非常に危険です。

● 共同施設等

◇ [共同玄関]

共同玄関の引戸は開放したままにしないでください。開放したままにすると、冬期間温度が低下し、水道の凍結の原因になります。

また、自転車、灯油タンク、漬物おけなどの私物を置かないでください。通行の支障となるばかりでなく、緊急時の避難のときに支障となり危険です。

◇ [郵便受け]

中高層住宅では、1階の共同玄関付近に集合郵便受けが設置されておりますので、各自で用意した錠前で施錠するようにしてください。

また、郵便受けは壊れやすいので、乱暴に扱わないでください。

◇ [廊下・階段等]

廊下や階段等は、常に清潔にするよう心がけてください。

また、他の入居者に迷惑をかけないために、次のことに注意してください。

- ・ 廊下や階段等は、住戸内にくらべて音が反響しやすく、自分で思っている以上に周囲の方には騒々しく聞こえます。大声を出さないように注意し、大きな足音を立てずに静かに歩くようにしてください。
- ・ 自転車やベビーカー等の私物を置かないでください。災害発生時の避難などのときに支障となり危険です。
- ・ 廊下や階段等は、完全防水を施してありませんので、水を流すと漏水す

ることがあります。清掃は、わずかな打ち水で行ってください。

◇ [エレベーター]

エレベーターは共用の部分ですから、次のことを守ってください。

- ・ 私物等を置かないでください。
- ・ エレベーターで遊ばないでください。
特に、小さい子供のひとり乗りやエレベーター内での遊びは危険ですから、みなさんで注意してください。
- ・ 夜間における婦女子のひとり乗りはできるだけ避けましょう。

エレベーターが動かなくなったら

故障や停電などで停止したときは、あわてず操作盤についているインターホンボタンを押してください。エレベーターの保守管理会社と通話できますので、その指示に従って行動してください。

非常時はエレベーターを使用しない

火災や地震の際、エレベーターを使用すると内部に閉じこめられる恐れがあります。階段を使用してください。

◇ [消防用設備]

道営住宅には、消火器、消火栓、火災報知器、防火扉等の設備があり、これらの設備の点検は定期的に行っていますが、入居者の皆様も防火訓練を行うなど、常に消火器の扱い方や避難方法について知っておくことが必要です。

消防用設備は防火上重要な設備ですから、子どもたちがいたずらなどしないよう注意してください。

なお、消火栓ボックスが設置されている団地では、消火栓等の異常を知らせる警報機が取り付けられています。もし、警報機が鳴りましたら至急連絡してください。

◇ [給水用施設]

中高層住宅の給水用ポンプが設置されている団地では、ポンプ室等の異常を知らせる警報機が取り付けられています。もし、警報機が鳴りましたら、至急連絡してください。

◇ [屋 上]

中高層住宅は屋上に出られる構造になっているものがありますが、子どもが遊んだりすると、誤って転落事故等の原因となるばかりか、床面の防水層を傷め、雨漏りの原因にもなるので、屋上は開放していません。

普段は屋上に出ないようにしてください。

◇ [パイプシャフト]

中高層住宅の住戸には階段室の踊り場、廊下側に扉があり、これを開けるとガス・水道等のメーターや給排水管、ガス管等が縦に配置されているパイプシャフトがあります。

パイプシャフトには、それぞれの管のバルブが取り付けられてあり、長期間不在にするときや、修繕のときなどに操作するので、物置に使用しないでください。

パイプシャフトに納められている管は、各住戸用のものと複数の住戸で共用しているものがあります。バルブを操作するときは、自分の住戸用のものか確認してください。

また、誤って操作すると、上下階の住宅に迷惑がかかる場合がありますので、子どもたちがいたずらするなどしないようにしてください。

◇ [ゴミステーション]

ゴミステーションは、入居者のみなさんで協力し、清潔に使用してください。ゴミステーションの使用方法が悪いと団地の環境を損ねるばかりでなく、害虫の発生やカラス、野犬などによるごみの散乱の原因となるなど、トラブルの原因ともなります。

「ごみ」はそれぞれの市又は町が指定する日に指定された方法により所定の場所に捨ててください。

ごみの分別方法など、ごみ収集に関する詳しいことは、それぞれの市又は町の清掃担当までお問い合わせください。

◇ [住宅路]

共同玄関前等の住宅路に車を乗り入れないでください。

住宅路は車が入れない構造となっており、この住宅路に車両を乗り入れることは、舗装や縁石を傷めるばかりでなく、非常時に緊急車両が入れないなどの問題が生じます。

また、舗装を傷めることによって、おとしよりや体の不自由な方の歩行にも支障をきたしますのでご注意ください。

◇ [団地内通路・広場]

団地内の通路には、通行の支障となるものを置いたり、設置したりすることはできません。

また、広場は入居者のみなさまで使用することを目的としていますので、一部又は全部を個人で占有することは禁止されています。

◇ [自転車置場]

自転車置場が設置されている住宅では、利用する方がお互いに注意して、

きちんと並べ、いつもきれいにしておきましょう。

なお、不要になった自転車は、持ち主が責任を持って処分してください。

また、自転車置き場には自転車以外のものは絶対に置かないでください。

◇ **【フェンス】**

敷地の境界、児童遊園のまわりなどにフェンスが設置されている場合があります。

子どもたちがフェンスによじ登ったりすることは非常に危険であるとともにフェンスを傷めますので、子どもたちが遊んだりしないよう注意してください。

フェンスが破損すると、小さなお子さんがくぐり抜けて道路に出るなどして危険です。

◇ **【児童遊園】**

団地内の児童遊園には、ブランコ、砂場などいろいろな遊具施設があります。中には、小さなお子さんだけでは危険なものもありますので、このような場合は必ず保護者の方の付き添いをお願いします。

遊具やベンチなどについては、定期的に保守点検などを行っていますが、事故の発生を未然に防止するため、次の点にご協力をお願いします。

遊具の破損等を発見したら、直ちに管理人などに連絡するとともに、破損している遊具を使用しないよう、使用禁止の措置をしてください。

また、児童遊園の清掃や草刈りをしないと、子どもたちが児童遊園以外の道路などで遊んだりして危険な場合もあるので、入居者のみなさんで、良好な環境維持に努めてください。

◇ **【側溝・排水（U字トラフ）】**

側溝や雨水ますなどは、入居者のみなさまで協力して定期的に清掃してください。

側溝や雨水ますに落ちた葉や、ごみなどがたまると水の流れが悪くなったり、水があふれたりします。

◇ **【駐車場】**

自動車は許可を受けた場所以外には駐車しないでください。

決まりが守れないと他の方が迷惑をするだけでなく、緊急車両の進入の支障となるなど、多大な影響があります。

◇ **【集会所・集会室】**

道営住宅には、入居者のみなさまの集いの場として、集会所（室）を設けている団地があります。この集会所（室）は、入居者のみなさまが共同で利用する場として、各種集会、その他入居者相互の親睦、福利厚生、娯楽及び教養等の向上を目的として造られた施設ですので、営利等を目的とする事業などには使用できません。

8. 道営住宅駐車場の使用について

● 駐車場の使用には許可が必要です。

使用許可を受けられるのは、道営住宅に入居している入居名義人または同居者で、本人が日常的に自動車を使用し、その車両の保管場所が必要な場合に限ります。

- ・入居者であっても、自らが自動車を使用しない場合については、使用を許可しません。
- ・自動車を処分した場合など駐車場を必要としなくなった場合には、駐車場を返還していただきます。
- ・駐車場の使用許可は、1世帯に1区画を原則としますが、使用を希望する世帯に1台ずつ許可をしても、なお空き区画がある場合には、2台目以降についても、使用許可できる場合があります。

● 駐車できる自動車は次のとおりです。

- ・概ね、車幅1.8m以下、全長4.8m以下の乗用自動車（ライトバンを含む）及び車両重量2トン未満の小型貨物自動車であること。
- ・自家用自動車（営業自動車（青ナンバー）以外）であること。

● 使用区画を変更することがあります。

道営住宅及び共同施設の管理上支障がある場合など、許可している区画を変更することがあります。

● 使用者名義、車両の変更

許可を受けている駐車場の使用者に変更があった場合や、自動車の更新などにより駐車車両に変更がある場合などについては、届け出が必要です。

● 駐車場の返還

自動車の処分などにより、駐車場を必要としなくなったときは、返還の届け出が必要です。

月の途中で返還した場合、その月の使用料は日割計算した額になります。

● 自動車保管場所使用承諾証明書の発行

車庫証明に必要な「自動車保管場所使用承諾証明書」の発行が必要な場合は、申請が必要です。

なお、家賃等に滞納がある場合など、証明書が発行できない場合がありますので、ご注意ください。

● 駐車場使用上の注意

- ・ 人の乗り降りや荷物の積みおろしをする時には、周囲の安全を十分に確認しながら行ってください。特に小さなお子さんがいる場合は、目を離したりすることのないよう十分な注意をお願いします。
- ・ 必ず指定された場所に正しく駐車してください。指定場所以外の通路等への駐車は、緊急車両の通行および除排雪等の支障となり、また、他の入居者のみなさんへの迷惑にもなりますので絶対にしないでください。
- ・ 自動車は、確実に施錠し、自動車内に貴重品等は置かないでください。万が一、犯罪や事故等に遭われても、道は一切責任を負いませんので注意してください。
- ・ 使用許可を受けた権利を他人に譲渡したり、転貸したり、または無断で指定場所を交換したりしてはいけません。
- ・ 施設を勝手に模様替えしたり、新たに工作物を設置したりしてはいけません。
- ・ 危険物又は自動車の駐りに支障となる荷物及び動物を積載して駐車しないでください。
- ・ 騒音等、生活環境上支障となる行為をしてはいけません。

● 団地内通路の通行等

団地内には、おとしよりや小さなお子さんがあるので、十分に減速するなど、団地内通路の通行には十分注意してください。

また、団地内通路には、緊急時に救急車や消防車などが安全に進入できるよう、絶対に駐車しないでください。

なお、駐車場をはじめ道営住宅の敷地内で発生した事故等については、道は一切責任を負いませんので注意してください。

9. 災害、事故を予防するために

■ 住宅火災

住宅火災は、どの家庭においても発生する可能性があり、万が一発生した場合には、自らの生命や財産などを失う危険性があります。

また、他の住戸への類焼、煙害、消火活動による冠水など、周囲への影響もはかり知れません。

そうならないためには、日ごろから火災発生の可能性をできるかぎり低くするための、取り組みが不可欠です。

◇ 火災の発生原因とその予防

火災の発生原因としてあげられるのは、寝たばこ、子どもの火遊び、台所の火の不始末、仏壇のろうそくの火の不始末、火の元付近への可燃物の放置、コンセントのたこ足配線による漏電などがあげられますが、いずれも日常生活の中のささいな不注意が原因となることが多いようです。

そのほか、コンセント部分に付着したホコリが原因で発火する「トラッキング現象」なども火災の原因となっているところですので、十分な注意をお願いします。

◇ 寝たばこ、子どもの火遊び

昔から、火災の発生原因として、上位を占めているようです。

就寝前はふとんの中でたばこを吸わない、日ごろから子どもの手の届かない場所にライター、マッチなどの火気を保管するなど、日常的な生活習慣により火災発生のリスクを軽減させてください。

◇ 台所の火の不始末

いわゆる油火災などです。炊事中に、来客や電話があった場合など、ついうっかり火を止め忘れることがないように、台所を離れるときは一旦火を止める習慣をつけましょう。

また、天ぷらや揚げ物を揚げるときに、必要以上の高温になると油火災の原因となり危険です。天ぷら用温度計を使用するなどして、適正な温度で調理するようお願いします。

◇ 台所の壁の熱伝導着火

ガスコンロと壁の間隔が不十分なため、長期間ガスコンロの調理熱を受け、壁内部の木材が炭化して着火し、火災が発生することがあります。

火災の発生を防ぐためにも、ガスコンロと壁との間隔を点検し、コンロの位置を壁から離すなど、安全対策をお願いします。

◇ 仏壇のろうそくの火の不始末

おとしよりも多数居住している公営住宅では、顕著に見られる事例です。ろうそくに火をつけるのは最低限の場合にとどめ、仏壇から離れるときなど目が離れるときは、確実に火を消す習慣をつけましょう。

◇ 火の元付近への可燃物の放置

特に冬期間に多く見られますが、ストーブなどの付近に干していた衣類などが落下し、引火するケースが見受けられます。

洗濯物や、雨や除雪作業などでぬれた衣類などを室内に干す際には、ストーブにあまり近づけず、万が一落下した際にも安全が確保されるよう十分に注意してください。

また、就寝時や外出時にはこまめにストーブを消すなど、火の元の管理には十分注意してください。

◇ コンセントのたこ足配線など

家電類のコードをコンセントに多数接続するいわゆるたこ足配線は、一部の配線に定格以上の電流が流れ、これを長年継続すると配線の劣化などが生じ発火する可能性があります。非常に危険ですので、コンセントは家電を使用する都度抜き差しするなどの習慣をつけてください。

なお、コードを束ねたままコンセントに差し込んだり、コードの上に重いものを乗せることもコードの過熱、発火の原因となりますので、十分に注意してください。

また、各住戸に設置されているブレーカースイッチを不正に改造するなどの行為は絶対にやめてください。

◇ トラッキング現象

トラッキング現象とは、長期間コンセントにコードを差しっぱなしにしていると、コードとコンセントの間にホコリがたまり、このホコリが原因で発火する現象をいいます。

道営住宅は民間賃貸住宅よりも、総体的に入居期間が長くなる傾向があるため、トラッキング現象が起りやすいとも言えます。

トラッキング現象を防ぐためには、次の方法が有効です。

- コンセントに常時コードを差しっぱなしにしない。
- 家電製品など、常時コードを差しておく必要があるものについては、定期的にコードを抜いてホコリの有無をチェックし、ホコリが付着している場合には取り除く。
- 延長コードの類は、トラッキング防止用のものを使用する。

特に、台所まわりには、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、電子ポットなど常時コンセントにコードを差しておく必要があるものや、差しっぱなしになりやすい家電製品が集中していますので、念入りに点検等を行ってください。

◇ポータブル石油ストーブ、電気ストーブの使用

ポータブル石油ストーブの使用は排気上の問題もあることから、一切認めていません。

電気ストーブ、ハロゲンヒーター、カーボンヒーターなど排気ガスを発生させない電化製品については、特に使用の制限は行っておりませんが、火災発生の原因になることから、こまめにスイッチを切るなど、その取扱いには細心の注意を払うとともに、転倒時の自動消火など安全装置付きのものを使用してください。

◇ バルコニーへの可燃物の保管

火災の直接的な発生原因ではありませんが、バルコニーに油缶、油類の入ったポリタンクやタイヤなどが置いてあったために、火災発生時に引火し、火勢を強め、上階の住戸を全焼させるほどの大火災になった事例があります。非常に危険ですので、絶対にやめてください。

また、バルコニーは災害時などの避難経路となるため、避難の支障となる場合もあります。

■ その他の事故など

住宅火災以外にも、ちょっとした不注意で起こる事故、トラブルがあります。道営住宅で実際に起きているものや、集合住宅で起こりやすい事故、トラブルについてあげてみましたので、参考としてください。

◇ 洗濯排水の水もれ事故

洗濯機の排水管の接続不良などにより、大量の排水がもれ、下階の住戸や入居者の方の大切な家財を損傷させるケースがしばしば見受けられます。高額な損害賠償が発生する原因となりますので、洗濯機の設置時には専門業者に依頼（※）するなどして、確実に排水口に接続するとともに、洗濯する際には接続状況を確認してから行うなど、十分に注意してください。

また、浴槽の残り湯を、ポンプにより洗濯機に注入する場合には、ホースの接続などに十分注意してください。

※設置費用が有償の場合は入居者負担となります。

◇ 灯油もれ事故

住戸内にある灯油コック、給油ホース、ストーブに接続不良があり、灯油

もれが起きたことがあります。灯油もれは火災発生のリスクが高まるだけでなく、灯油の揮発により健康被害が生じる恐れもあります。

ストーブ接続時には専門業者に依頼（※）するなどして、確実に接続するとともに、長期不使用时には元栓を閉めるなど、十分に注意してください。また、住宅を退去する際には、確実に閉栓したことを確認してください。

※接続費用が有償の場合は入居者負担となります。

◇ ガスもれ事故

入居者の留守中にガス臭が発生し、消防車が出動したケースがあります。外出時だけでなく、ガスコンロ、ガス給湯器などのガス器具を使用しないときは、こまめに元栓を閉めましょう。

また、ガス器具を使用している場合は、次の点に気をつけましょう。

- ・ ガス器具、ゴム管は、必ずガスの種類に合ったものを使用しましょう。
- ・ ゴム管は充分差し込み、安全バンドで固く止めましょう。
- ・ 長いゴム管および古いゴム管の使用は、危険ですからやめましょう。
- ・ ガス器具やゴム管は、検査合格証のある優良品を使いましょう。
- ・ ガス器具は時々手入れをし、炎口の汚れを掃除しましょう。
- ・ 使用しないコックには必ずゴムキャップをつけましょう。
- ・ ガス漏れがあったときは、住戸内の火気をすべて消し、窓を開放して大至急ガス供給会社に連絡してください。

◇ バルコニーからの落下事故

バルコニーに置いてあった鉢植えが落下したケースがあります。

万が一、下に人がいる場合には重大な事故が起きる可能性があります。

バルコニーにもものを置く場合には、手すりの高さなどを考慮してください。

また、風の強い日には、バルコニーに置いてあるものを一時的に住戸の中に移動させるなど、安全対策をお願いします。

また、大型の棚や箱をバルコニーに置くことは、小さなお子さんが足場としてよじ登る可能性があり、非常に危険です。絶対にやめましょう。

なお、バルコニーは一見して各住戸の専用部分に思われがちですが、緊急時の避難経路とするため、正しくは共用部分です。

したがって、避難の支障となるような大型の棚などを置いたり、隣の住戸との境にある間仕切り板前に物を置くなどすることは、非常に危険です。絶対にやめましょう。

■ 損害賠償責任保険への加入

火災を起こしたときは、自らが居住する住戸だけでなく、廊下、階段などの共用部分や、他の入居者が住む住戸も類焼する恐れがあるほか、発生した煙により住戸や家財道具が燻されて使い物にならなくなる煙害や、消火活動により大量の水が放水されて水びたしになる冠水などが原因で多くの方に迷惑をかけることとなります。

火災発生に関する賠償責任については、失火法という法律により、損害賠償を免れる場合もありますが、26ページ以降に記載されている注意事項を守らずに、火災を発生させたり、また被害を大きくさせた場合には、入居者の保管義務違反という点から多額の賠償を求めることがありますので、火の取扱いなどについては、くれぐれも注意してください。

また、火災以外の事故については、ほとんどの場合、原因者に過失があり、住宅や他の入居者のみなさんに著しい損害を与えることとなります。

これらの事故は、火災とは違い、ほとんどの場合は原因者に損害賠償責任が生じますので、十分注意してください。

なお、万が一、損害賠償に至るケースを想定して、損害賠償保険に加入することも有効な手段です。

一定の費用負担が必要となることから、道としては加入を強制しませんが、安心して日常生活を送るためには、加入されることをおすすめします。

10. 退去するときの手続きについて

● 明渡届出書の提出

住宅を退去することとなったときは、すみやかに連絡し、その際に退去時住宅検査の日程などを担当者と打ち合せてください。

また、退去する5日前までに住宅明渡届出書を提出してください。

住宅の退去により、同時に駐車場の使用許可も終了します。

なお、月の途中で退去するときは、退去する月の家賃、駐車場使用料は日割計算となります。

● 住宅の点検

退去する住戸について点検してください。

次の表に該当するものがあるときは、修繕等を行ってください。

| | |
|-------|----------------------|
| ・ ガラス | 破損、ひびわれしているものは取り替える。 |
|-------|----------------------|

| | |
|------------------|---|
| ・ 壁、天井、棚等 | 模様替えをしたもの、破損又は汚損したときは、もとの状態に戻してください。 |
| ・ 畳表 (たたみおもて) | 汚損、すり切れ、切傷、家具跡の著しいもので入居者が原因で破損又は汚損したものがあるときは、裏返しまたは表替えをしてください。 |
| ・ 襖 (ふすま) | 入居者が原因で汚損 (引き手廻りの手垢の汚れを含まない) 又は破損したものは張替えまたは塗替えをしてください。 |
| ・ 付属品 | 紛失又は破損しているときは、補修又は取替えてください。 |
| ・ 電気設備 | コード、点滅器、グローブ、キーソケット、両面灯、蛍光灯、コンセント、スイッチ等を点検し、損傷しているときは、修理してください。 |
| ・ 機械設備 | 台所換気扇、熱交換換気扇、浴室・便所排気口、押入給気口等のフィルターおよびガラリ等の清掃をしてください。 |
| ・ カギ | 紛失したり、破損しているときは合いカギを作ってください。 |

※ なお、自分で修理および清掃等手配できない方は、事前にご相談ください。

● 住戸に設置したものの撤去、住戸内の清掃など

退去検査までに、住戸内の荷物を運び出し、住戸内の清掃を行ってください。

特に、台所や洗面所、トイレについては使用頻度が高く、また油汚れや、カビなどのしつこい汚れが生じやすい場所なので、念入りに清掃してください。

入居後に設置した衛星放送用アンテナ、網戸、集合郵便受けの錠前などについても忘れずに撤去してください。

また、灯油ストーブを取り外した際は、住戸内及びタンクのコックがしっかりしまっているかどうか、確認してください。

● 電気、ガス、水道料金等の精算

退去される日までに、電気、水道、ガス等の会社に連絡し、使用料金の精算を済ませてください。その他、市役所または町役場、郵便局、電話会社、団地自治会等への届出もありますので注意してください。

● 退去時の住戸検査

退去者(代理人)の立会のうえ、担当職員が、住戸内の検査を行います。

検査の結果、住戸内の修繕や清掃が不十分なときは、退去される方の負担となりますので注意してください。

● 「カギ等」の返還

住戸の「カギ」は住戸とともに貸与したものです。

退去検査時に、担当職員へカギを返却するとともに、このハンドブックおよび入居時にお渡しした説明書類を返却してください。

● 敷金の返還

みなさまが退去されてから、敷金の返還を行います。未納の家賃や修繕の未実施分があるときは、その額を差し引いて返還いたします。

また、返還の手続きに約1か月の期間を要することがあります。

なお、お預かりしていた敷金には利子につきません。

● 口座振替の停止

家賃、駐車場使用料について口座振替を行っていた場合は、自動的に停止されませんので、口座設定金融機関窓口にて停止手続きを行ってください。

手続きを忘れますと、退去後であっても、家賃等相当額が自動的に引き落とされてしまうことがあります（誤って引き落とされた家賃は後日、道において別途返還手続きを行います。）。

なお、具体的にどのタイミングで停止するかは、退去する日と最終の引き落とし日との関係により変わる場合がありますので、お手数ですがお問い合わせください。

1.1. その他道営住宅に関すること

■ グループホーム事業としての活用

入居者を募集してもなお空家が生じている場合に、知的障害者などの方々が自立した共同生活を営むための援助の場として、グループホーム事業のために道営住宅を使用する場合があります。

活用する場合は、その都度活用する団地の入居者のみなさまにお知らせしますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

■ 期限付き入居の実施について

道営住宅では、現在、子育て支援住宅の整備を進めています。

子育て支援住宅では、一部の住宅を子育て世帯向け住宅とし、入居できる方を「小学校就学前の子がある方」に限定するとともに、一定の期間が経過し子供が成長した場合を想定して、あらかじめ入居期限を設定し、期限到来時には住宅を明け渡していただく「期限付き入居」を実施しております。

平成20年1月現在、子育て支援住宅として整備されているのは、根室市「であえ～る明治団地」のみですが、今後、道内各地に子育て支援住宅が順次整備されていく予定です。

■ 道営住宅における暴力団員排除の取り組みについて

平成19年4月に、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による発砲及び立てこもり事件が発生しました。

この事件を受け、全国的に公営住宅において、暴力団員の入居を制限する動き

が強まり、道営住宅においても、条例改正を行い、平成20年4月1日から暴力団員の入居を制限することとしました。

なお、暴力団員に関しては、入居を制限するだけでなく、次の事項も制限されます。

- ・入居後、新たに同居させようとする方が暴力団員である場合は、同居を認めません。
- ・入居名義人の方の死亡等により、残された方が入居の権利等を承継しようとするときに、新たに入居名義人になる方又はその同居者（同居させようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継を認めません。
- ・新たに駐車場を使用しようとするときは、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、許可しません。

また、すでに入居中の方が、暴力団員であるという事実が判明した場合には、住宅の明渡しを求める勧告を行い、これに従わない場合は住宅の明渡請求を行う場合があります。



**道営住宅入居者のしおり
住まいのハンドブック**

編集発行／北海道
2008年3月